

添付書類省略に係る同意書を提出される方をお願い

融雪施設設置支援制度および屋根雪処理施設設置支援制度をご利用になる場合、市税を滞納していないことが条件のひとつとなっております。

○同意書を提出する際は、市税（市県民税・法人市民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税）に滞納の額がないかご確認のうえ、提出してください。

○市税納付直後に同意書を提出する際は、確認に時間がかかる場合がございますのでご了承ください。